第58回サステナビリティ基準委員会 審議事項(4)-1

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の改正

ISSBでの議論の状況

2025年10月23日

サステナビリティ基準委員会　事務局

本資料の無断転載は禁止されています

本資料の目的

- 本資料は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正―IFRS S2号の修正案」（以下「ISSBの公開草案」という。）に対して寄せられたコメントを受けた再審議に関する、2025年9月のISSBボード会議での暫定決定の内容をご説明することを目的としている
- 本資料について、ご意見及びご質問があればいただきたい

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ISSBによる公開草案の公表

- ISSBは、2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2号の修正案」を公表した（コメント期限：2025年6月27日）
- ISSBの公開草案は、IFRS S2号に対する的を絞った修正を提案するものであり、具体的には、次に関連する要求事項の修正が提案されている
  - 「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示
  - ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」（GICS）の使用
  - 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」の使用に対する法域別の救済措置
  - 地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性
  - 発効日及び経過措置

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ISSBでの再審議の状況

- 2025年7月のISSBボード会議において、ISSBの公開草案に寄せられたフィードバックの予備的なサマリーと、ISSBスタッフの再審議の見通しに関するコメントについて議論された
- 2025年9月のISSBボード会議において、各論点についてのISSBスタッフによるISSBの公開草案に対するフィードバックの詳細な分析及び当該分析に基づくISSBスタッフの提案が説明され、審議及び暫定決定が行われた
- 各論点についての審議の後、IFRS S2号の修正について再公開なしに最終的な書面による投票プロセスを開始することが決定された
- ISSBは、2025年中に修正案を確定する予定としている

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示（1/3）

「カテゴリー15」の測定及び開示をファイナンスド・エミッションに限定することの容認

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• 救済措置の範囲を定義するために用いられる用語が不明瞭である • 救済措置（デリバティブ以外）に期限を設けるべき	• ファイナンスド・エミッション以外の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に関する要求事項に対する救済措置案を最終化する • 修正する「IFRS S2号『気候関連開示』に関する結論の根拠」において、救済措置の意図を明確化する • 「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定方法の進展のモニタリングを継続する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示（2/3）

SSBJ

救済措置の使用に関する開示要求（1/2）

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• 除外されたデリバティブ及び金融活動の数値（amount）の開示の有用性に疑問がある • 開示要求（特に、除外された「金融活動」の範囲）が明確でない • ファイナンスド・エミッション以外の情報を開示する場合、「カテゴリー15」に分解表示することを要求すべき	• 救済措置の適用にあたり、企業が「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から何を除外するかに関する情報を開示するための要求事項案を、次を条件として最終化する ➢ 企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から除外されるデリバティブ及び金融活動の数値（amount）を開示する要求事項について、デリバティブに関連する活動を含む、除外される金融活動について記述する（describe）という要求事項に置き換える ➢ 救済措置を適用する目的において、何をデリバティブとして扱ったかを説明することを企業に要求し、関連する財務諸表において適用された一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従って、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかどうかを記述するなど、救済措置の適用方法を理解できるようにする

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示（3/3）

救済措置の使用に関する開示要求（2/2）

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
（前頁と同じ）	➢ 企業がファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を含めている場合、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の合計、並びに、企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に含まれるファイナンスド・エミッションの小計を開示する要求事項を追加する ・「カテゴリー15」の温室効果ガス排出から除外する金融活動の開示に関連する要求事項の目的を説明するガイダンスを提供する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用におけるGICSの使用（1/2）

SSBJ

GICSを含む産業分類システムの選択の優先順位を特定するヒエラルキーの導入

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• GICSの使用をデフォルトとすることへの懸念 • 産業分類システムのヒエラルキーが報告の重複及び関連するコストを低減しない	• 産業分類システムのヒエラルキーについて、公開草案のB62B項(d)及びB63B項(d)に示された提案の側面を基礎とする、より規範的でないアプローチに置き換える ➢ 気候関連の移行リスクへのエクスポージャーを理解するために有用な情報をもたらす方法で、相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択する ➢ 他のすべての条件が同じ場合、企業間の情報の比較可能性を支援する、一般的に用いられている産業分類システムを選択することを優先する • 商業銀行及び保険の活動の両方に参加する企業が、ファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するにあたり、商業銀行及び保険の活動の相手方を分類するために同じ産業分類システムを用いることを要求されないことを明確化することを条件として、企業が単一の産業分類システムを選択し、用いるという要求事項とする

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用におけるGICSの使用（2/2）

SSBJ

使用した産業分類システムに関する情報の開示注

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• 開示を要求することに対して、特段の懸念事項は示されていない • 前頁の暫定決定の内容を踏まえ、要求する開示の内容に若干の変更を加える	• 企業に次のことを開示することを要求する ➢ 企業のファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するために用いた産業分類システム ➢ 企業が産業分類システムを選択した理由、及びそのシステムの使用により、気候関連の移行リスクへのエクスポージャーを理解するために有用な情報をもたらす方法で、どのように企業が相手方を産業別に分類することができるか

注　公開草案では、ファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するために用いた産業分類システムの開示を求めること、及びGICSを用いていない場合は、産業分類システムの選択の根拠の説明を求めることが提案されていた

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」の使用に対する法域別の救済措置

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• 提案に対して、特段の懸念事項は示されていない	• 温室効果ガス排出の測定のために「GHGプロトコルのコーポレート基準」を用いることに対する法域別の救済措置（法域別の救済措置）は、法域の当局又は上場する取引所から、企業が自社の温室効果ガス排出の測定に異なる方法を用いることを全部又は一部に要求された場合に利用可能であることを明確化するため、修正案を最終化する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• 救済措置を拡大する提案に対して、特段の懸念事項は示されていない • 救済措置の使用に関して、使用した地球温暖化係数及びその理由の開示を求める要求事項の追加が必要との意見あり	• 7つの構成温室効果ガスをCO_2相当量に変換するにあたり、最新のIPCC評価におけるGWPの数値を用いるという要求事項について、法域の当局又は上場する取引所から異なるGWPの数値を用いることを全部又は一部を要求されている場合に、法域別の救済措置を拡大する修正案を最終化する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

発効日及び経過措置（1/2）

SSBJ

発効日

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• 提案[注]は広く支持されているが、一部、修正に備えるために十分な時間が必要との意見あり	• 2027年1月1日以後開始する年次報告期間より適用することを企業に要求する • 早期適用が容認される

注　公開草案では、修正ができるだけ早く発効するように発効日を設定し、早期適用を認めることが提案されていた

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

発効日及び経過措置（2/2）

SSBJ

比較情報の取扱い

主なフィードバック	2025年9月ISSBボード会議での暫定決定
• 比較情報の取扱い（救済措置を使用する場合の指標の修正の要否）に関する明確化が必要	• 実務上不可能でない限り、適用する最初の年次報告期間において、比較情報を調整することを企業に要求する ➢ 前年度に「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出を開示していた場合、新たな要求事項を前年度に適用していたものとして、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の合計及びファイナンスド・エミッションの小計を提供すること ➢ 前年度にファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解して開示していた場合、新たな要求事項の結果として適用された産業分類システムを、前年度の情報に反映すること ➢ 「GHGプロトコルのコーポレート基準」又はIFRS S2号により要求されているGWPの数値を用いることに対する修正された法域別の救済措置を適用することを選択した場合、企業が前年度にその選択を行って測定したものとして、開示された温室効果ガス排出を調整すること

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJ

https://www.ssb-j.jp/jp/